

平成29年（2017年）6月定例議会本会議（6月16日）

教育福祉常任委員長報告（議案）

ただいま議題となりました議案のうち、教育福祉常任委員会に付託されました議案第51号 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、6月5日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、条例の改正目的及び改正理由、共同生活住居立地条件の改正を見送ることに関し、利用者・家族の意見を聞く必要性、同立地条件に係る今後の迅速な方針決定の必要性及び解決期限についてであります。

次いで、委員間討議の後、討論において、藤野英明委員から、議案第51号について「条例改正原案では、共同生活住居の入居定員を10人以下とすること及び同住居を基本的には通所系サービス事業所の敷地外に設けることとしていたが、パブリック・コメントに寄せられた意見から、立地条件については今後の課題とし、条例改正が見送られることとなった。多くの委員がこの立地条件を問題視して

おり、本来であれば、この立地条件に規制をかける規定がなければ、賛成すべきではないという思いがあったが、福祉部から、事業所に対し速やかに意見聴取を行い、通知を行う等の代替措置を講じ、今年度内に必ず教育福祉常任委員会において報告を行うという答弁があったため、本議案に賛成する」旨の意見があり、採決の結果、議案第51号は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。